

担 当 医 殿

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会  
総合母子保健センター  
特殊ミルク事務局

### 登録外特殊ミルクの供給方法変更について

平素は、特殊ミルク事業にご協力とご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

標記登録外特殊ミルクの供給については、下記の通り供給方法が変更になりますので、これらの運用にあたっては、次の点に留意され今後の取り扱いをお願いいたします。

各医療機関におかれましては、担当部署（栄養科等）にも供給方法の変更をご連絡いただきますようお願い致します。

今後共、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 登録外特殊ミルクの供給方法変更の趣旨
2. 従来、登録外特殊ミルクは、各乳業会社が直接医療機関から注文を受け、供給する方法を取っておりましたが、医療機関への迅速かつ適正な供給を行い、かつその供給状況を一括で把握するため、「特殊ミルク供給申請書」により恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター特殊ミルク事務局（以下「特殊ミルク事務局」という。）で取り扱うことになりました。
3. 供給方法変更による申請開始日                   平成 20 年 6 月 1 日
4. 登録外特殊ミルクの対象となる疾患について
5. 対象疾患・・・原則先天性代謝異常症であること。登録外特殊ミルクの申請方式について（登録特殊ミルクの場合と同様です）  
登録外特殊ミルクの供給を速やかに行うため、登録外特殊ミルクが必要となった医療機関は、「特殊ミルク供給申請書」に必要事項を記入し、特殊ミルク事務局に必ず FAX（03-3473-1165）にて送信して下さい。この申請書が提出されない場合は、登録外特殊ミルクの供給ができませんのでご注意ください。  
なお、平成 20 年 6 月から申請書は登録特殊ミルクと共通の申請書になります。
6. 申請から医療機関に到着するまでの手順  
各医療機関から特殊ミルク事務局に「特殊ミルク供給申請書」が FAX で送付された場合、特殊ミルク事務局は速やかに内容を確認し、特殊ミルク通知書を申請のあった医療機関宛に FAX で送付致します。

同時に当該製品を管理している乳業会社に医療機関宛に登録外特殊ミルクの発送を指示致しますが、申請から製品の到着までは、登録特殊ミルクの扱いと同様次の通りになりますのでご了承下さい。

原則としてミルクの発送は翌日となり、到着予定は下記の通りです。

なお、特殊ミルク通知書に到着予定日を記載して送付致します。

平日（月～金）

申請書を受領後、4日以内に到着。

休日、祝日及び年末年始

申請書を受領後、休日、祝日及び年末年始あけの4日以内に到着。

離島など一部地域については、到着までに4日以上要することもあります。

6. 登録外特殊ミルクによる治療状況の報告について（お願い）

今後の治療に役立てるために、登録外特殊ミルクの供給後、追跡調査表を送付致しますのでご回答についてご協力下さい。

7. 登録外特殊ミルクの問い合わせ先

【特殊ミルク事務局】

TEL 03-3473-8333 FAX 03-3473-1165

<http://www.boshiaiikukai.jp/milk.html>

e-mail: [milk@boshiaiikukai.jp](mailto:milk@boshiaiikukai.jp)

業務のご案内

・月曜日から金曜日（土日祝日及び年末年始はお休み）

9：00～17：20 FAXは、24時間稼働。

● 今後の問い合わせは特殊ミルク事務局までお願いいたします。

● 「特殊ミルク情報」誌も併せてご参照下さい。

以上